第四条の二 法第三十四条の二第一項の協議をしようとする者は、

開発許可特例協議申

出書(別記第四号様式の二)に法第三十条第二項に規定する書面、省令第十七条に規

定する図書並びに第三条第一号から第三号まで及び第六号に掲げる図書を添えて知事

(開発許可の特例に係る協議の申出)

第四条の次に次の一条を加える。

都市計画法施行細則(昭和四十五年山口県規則第六十八号)の一部を次のように改正

Щ

山口県規則第九十七号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

口

平成十九年十一月二十日

山口県知事

=井

関

成

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課)...

目

次

毎週火・金曜日発行

をしようとする者は、開発行為変更協議申出書 (別記第五号様式の二)に省令第二十

11月20日 (火曜日)

平成 19 年

八条の三に規定する図書並びに第三条第一号から第三号まで及び第六号に掲げる図書

準用する場合を含む。)」を加える。 第九条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の一項を加える。 第八条中「第四十一条第二項ただし書」の下に「 (法第三十四条の二第二項において (変更に係るものに限る。)を添えて知事に提出しなければならない

出書(別記第八号様式)に前項に規定する図面を添えて知事に提出しなければならな

法第四十二条第二項の協議をしようとする者は、予定建築物等以外の建築等協議申

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等に係る協議の申出 第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 法第四十三条第三項の協議をしようとする者は、建築物新築等協議申出書 (別記第八号様式の二) に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 敷地の位置及びその周辺の公共施設を表示する図面
- の一以上のもの

| 敷地内における建築物又は第一種特定工作物の位置を表示する図面で縮尺五百分

- 三 平面図 (建築物にあつては、各階平面図)及び二面以上の立面図で縮尺二百分の 一以上のもの
- 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

第二十六条第三項第一号中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改め

次に次の一号を加える。 Ł 第二十七条第二項第六号中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同号を同項第八号 同項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の

第五条の四の開発行為変更協議申出書

第二十七条第二項第二号の次に次の一号を加える

第四条の二の開発許可特例協議申出書

第二十七条第二項に次の一号を加える。

第九条第二項の予定建築物等以外の建築等協議申出書

別記第四号様式の次に次の一様式を加える。

第五条の三の次に次の一条を加える。

に提出しなければならない。

(開発行為の変更に係る協議の申出)

第五条の四 法第三十五条の二第四項において準用する法第三十四条の二第一項の協議

徭 4 号様式の2 県知事 (第4条の2、 蒸 盟 貎 第27条関係

뾛 믜 乖 極 旇 讔 ₩ EE ₩

---EE 啉 類
凡
化

併

頃の規定により、 記のとおり開発許可の特例に係る協議をしたいの 関係書類を添えて申し出ま Ÿ 都市計画 法第34条の 紦

都ずる市れの計に関する 照 郑谷 팶 Н 州 팶 権 Н MH 按 協議の成立に付した条 # ## [표] 発 貎 卐 着 重 回該由 亡 |x|法当 # 谼 巍 立 第る3分の 含まれる地域の 狘 小 小 乴 掝 4条名号 副 鄉 卍 9 9 緗 細 併 年 9 Ш 国 田 \boxplus 回 ラスプ 雹 穨 牟 批 Ш Ш 滛 巾 巾 併 併 Ш Ш 併 併 Ш Ш Ш 回 徭 舥 Ш Ш 巾 巾 3, 可協を譲 Ø Ή̈́

添付書

Щ

账 た設すこを書 と管面 を理 Ø Ф (10) $\sim \mathbb{H}$ マ里 ġ Ø

තූ

ω4z0 (は特定工作物で)開発行為又はも 1で自己の業なの他の開

,かの別及びその理由」欄は、協議に係る開いに記入すること。 に記入すること。 |該行為が行政庁の許可、認可その他の処分| |手続の進ちよく状況を記入すること。

痽

妣

田 田 Ш ₩

条関係)」

ビ

「開発行為変更許可申請書」

を

픮

|発行為変更許可申請 |機行為変更協議申出

ľĆ

別記第五号様式の二中「

第5

条の2関係)

_

を「

(第5条の2、

얦 1

祭の4、

第27

醋者 凩 刑 肥

郵便番

加

(1) を

細

郵便番 Ų.

福調品

回

語記 者出 者 住氏 阳 名

に の許可を受けたいの

を

กอ

許る

∄⊞

語言語 严)」

を受けたいのでであった。 ů ľ 第35条の 2 第1項の」 を 第35**条** 第35**条** ËË 22 船船 4 耳耳 において準用

同法第34条の2第1 「の質」 ĺĆ ₩ 請しま 싁 を ЭН र्ज に改める。

いて準用する同法第41条第2項ただし書の規定により、 別記第七号様式中「 に名称及び代表者の氏名を記入すること。 申請者の住所及び氏名は、 第41条第2項ただし書の規定により」 法人にあつては、 その主たる事務所の所在地並び 関係書類を添えて を 第41条第 第34条の 22 頭た: に さだし書き ほにお を

添付書類

敷地の位置及びその周辺の公共施設を表示する図面

敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺500分の1以上のもの

各階平面図及び2面以上の建築物の立面図で縮尺200分の1以上のもの

に改

め

ω

2

名称及び代表者の氏名を記入すること。 申請者の住所及び氏名は、 法人にあつては、 その主たる事務所の所在地並び

別記第八号様式中「予定建築物等以外の建築等許可

[申請

1

を

予定建築物等以外の

証者

住所

珉

伽

建築 # 評福 口機調 딾嘂 卌 ĺĆ

招調

画

3便番 Ų.

掘出 者者 严

_ ₩₩

珉 伽 画

語画部

緗 を

に 第42条 第1項ただし書」 を

無)

め

同様式の次に次の一様式を加える。

 \mathbb{H}

山

船船 第1項ただし書 第2項 。 」 ΙĆ 「申請します」を 許回を受けよう 協議をしよう お建 祭 とする肄 祭 関係書類を添えて申請します。 ľ

許可を受けよう とする建 とする特定工作 物の用途 許可を受けよう とする理由 を

許可を受けよう 協議を しょう

とする理由

 \mathbb{H}

添付書類 敷地の位置及びその周辺の公共施設を表示する図面

に名称及び代表者の氏名を記入すること。

申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、

その主たる事務所の所在地並び

を

に名称及び代表者の氏名を記入すること。 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、 その主たる事務所の所在地並び に

物の用途 ビ

改

紦 8号様式の2 (第9条の2関係

掣 谼 乴 搾

谼 鄉 摅 巍

₩ EE

眦

併

田

Ш

山口県知事

蒸

EE 啉

職用化

1)建築物

下記のとお 新 築物の改 用途の変見 ー種特定工作物の新記 築 築一原の協議をしたいので、i 変 更に係る協議をしたいので、i 新設 都市計画法第43条

3 項の規定により、関係書類を添えて申し出ます。

被	磁	ME	垂	建から施かる築都第行らか物市(0)今本の	既存	建築物 の用途		Ή	
	議 のE			又計号第ま列	9	対は		袛	
議	の成立に	立		は画書で成第7万人第377条のスプス第77条のでは、まなまであって、まないできる。これにある。これにある。これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、	建築	能		9	
眯	に付し	幽		種23は1ずの特条都項れ理に第七第七第十第に由	数の	種特定		世	
ф	た条件	مال	υ γμ	11年32年 作号画号当 移り送口す	用途	定工作物		严	
					,		书	当	严
							積	ш	所在地
併		併							
Ш		Д							
Ⅲ		ш							
ш		ш							
150		150							
徭		徭							
巾		巾							

添付書類
1 敷地の位置及びその周辺の公共施設を表示する図面
2 敷地内における建築物又は第一種特定工作物の位置を表示する図面で縮尺500分の1以上のもの
のもの
3 平面図(建築物にあつては、各階平面図)及び2面以上の立面図で縮尺200分の1以上の

ф 9

痽

娏